

第23号議案

小野加東広域事務組合規約の一部変更の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、小野加東広域事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月1日提出

加東市長 岩根 正

小野加東広域事務組合規約の一部を変更する規約

小野加東広域事務組合規約（平成元年2月27日兵庫県指令地第49号）の一部を次のように変更する。

第8条第6項中「管理者の属する」を「組合の事務所が所在する」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

第23号議案 要旨

小野加東広域事務組合規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

現在、小野加東広域事務組合（以下「組合」という。）では、組合の事務所が所在する市の財務規則を準用していることから、組合の管理者の交替にかかわらず、組合の会計事務を適正かつ効率的に行うことができるよう、組合の会計管理者を組合の事務所が所在する市の会計管理者をもって充てることとするため、小野加東広域事務組合規約の一部を変更するものである。

2 協議内容

組合の会計管理者を管理者の属する市の会計管理者から、組合の事務所が所在する市の会計管理者に改めること。（第8条関係）

3 施行期日 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(管理者、副管理者及び会計管理者) 第8条 (略) 2～5 (略) 6 会計管理者は、 <u>管理者の属する</u> 市の会計管理者をもつ てこれに充てる。 7 (略)	(管理者、副管理者及び会計管理者) 第8条 (略) 2～5 (略) 6 会計管理者は、 <u>組合の事務所が所在する</u> 市の会計管理者をもつ てこれに充てる。 7 (略)